

平成 2 8 年 第 1 0 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

10番 細井邦男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

10番、細井邦男君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項の1つ目は、4期目の松田町政に問うということの内容です。

町長は、4期目の公約に地域産業の振興、地域の拠点づくりの推進、教育環境の充実、人口減少化への対策・対応強化、健康長寿の推進などをあげています。これらの公約の実現に加え、住民からの多種多様な要望に応じていくには、相当しっかりと財源の裏づけがなければ種々の取り組みは進まないのではないのでしょうか。

平成27年度一般会計決算では、当局が日々効率的な使い方に苦慮している町の歳入の7割強は依存財源が占めており、中でも地方交付税は5割を超えております。

また、普通交付税は平成27年度から漸減が開始されており、合併による恩恵は年々先細ってい

る状況でありますし、ほかの交付金においても、今後、厳しい状況になることには変わりはありません。

一方では、歳出における扶助費の自然増を抑えることは困難であると思います。

今後、町財政を取り巻く環境がさらに厳しさを増すことが予想される中、町政の運営にどう取り組んでいくのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの4期目の町政運営についてのご質問にお答えいたします。

ご質問をいただきましたとおり、公約のみならず行政環境の変化に伴う対応、例えば、全国一律対応のマイナンバー制度への対応や少子化に伴う子育て支援策の対応などのほか、町民からご要望をいただいて対応する各般の取り組みも、財源がなければ取り組めないことは申すまでもありません。

また、議員ご説明のとおり、扶助費についても年度間差異は多少あるものの、少子高齢化社会への対応として歳出は増加傾向で推移しているところです。

その財源についてですが、議員ご説明のとおり、一般会計においては地方交付税の割合が高く、漸減期間に入っている現在、その減少に留意しながら各般の施策展開を図っているところです。

そうした環境の中で、必要な施策に必要な予算を割り当てるには、財源において一定の裁量権を得られる健全な財政環境が必要なことから、美郷町では合併当初から財政健全化を目指して歳出構造の見直しに係る公共施設の再編、町職員の定員適正化、プライマリーバランス黒字を意識した財政運営、町債の繰上償還及び基金の造成などを推進してきたほか、歳入については、特定財源の確保による有利な事業展開について意を払ってきたところです。

おかげさまで、こうした努力により、美郷町は財政の健全化を着実に果たしながら、緊急性があり将来に必要な社会資本の整備はもちろんのこと、少子高齢化等に伴う各般の制度創設にも財源を割り当て、その充実を果たしてきたところです。

今後の展開についてですが、引き続きこうした意識を大切にするとともに、公共施設等総合管理計画などを踏まえた各般の取り組みを着実に展開し、財政健全化に伴う財源確保を果たしてまいります。

また、環境変化を踏まえた施策のスクラップ・アンド・ビルド、多額の投資事業の始期と終期

管理による投下予算の平準化など、全般にわたる留意と取り組み努力で、公約や町民要望を含む各般の取り組みの必要財源の確保に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次に移っていただきます。

○5番（村田 薫君） それでは、2つ目の質問事項に移っていきます。

2つ目はタクシー利用券の助成を。

町が交通弱者と言われている方々の救済として、各方面から施策を実行してきたことは承知しているところです。

現在、町が取り組んでいる乗り合いタクシーもその1つで、利用状況も少しずつ伸びていると伺っております。住み続けたいまちづくりの1つとして、住民の足の確保を容易にすべく、さらなる取り組みをお願いするものです。

近年、最近ですが、高齢者ドライバーによる交通事故が報道される機会がふえてきているように感じており、免許証の返納により日常生活において不便さが増すことは一目瞭然でありまして、多くの方々は返納を思いとどまっていると思っております。

また、ことし、視力障害者が駅のホームから落ちたり、交通事故に巻き込まれることもありました。

これらの解消法の1つとして、今、全国的に取り組みの気運が高まりつつある自動車運転免許証を返納した者及び全盲の障害者などへタクシー券の助成をお願いするものです。括弧内は、現在町で実施しています人工透析患者への通院助成金を書きおきました。

このことは、タクシー業者の民業圧迫につながるものではなく、両者にとってもまた喜ばれるものになるのではと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町が乗り合いバス廃止路線に対する対応並びに高齢化社会における交通弱者の足の確保策として乗り合いタクシーを運行していることは議員ご承知のとおりです。

登録者数及び利用者数については、年々増加傾向に推移してきているとともに、運行形態については、区域設定や乗り継ぎによる不便さの解消、医療機関や商業施設への直接運行など、利用

者ニーズを踏まえ、交通事業者との協議の上で見直しを行い、利便性向上に努めてきているところです。

さて、ご質問のタクシー券の助成についてですが、県内において実施している自治体がありますが、内容は額の多寡は別にして、ほぼ定額助成のようです。ということは、利用する距離により個人負担が高くなるということになります。したがって、その方の乗車距離と自治体からの助成金額にもよりますが、結果的には利用者は一定の利用額を負担しているものと存じます。

一方、乗り合いタクシー制度は、ご承知のとおり、区域内は均一料金としておりますので、距離にかかわらず、かなり負担は軽いものとなっております。

こうしたことを踏まえますと、運転免許証を返納した方などには、美郷町におきましては、現在の乗り合いタクシーをご利用いただくほうが利用しやすいものと存じますので、タクシー利用券の助成ではなく、今後とも乗り合いタクシーをご利用いただきたいと存じます。なお、通常のタクシー利用の場合には、運転経歴証明書を提示すれば乗車料金の1割が割り引きされる制度もあるところです。

また、身体に障害をお持ちの方などについてですが、町内のタクシー事業者においては、身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方に、乗車料金の1割を割り引く制度があるほか、全盲の視覚障害の方々には、現在、介護給付において移動の際の援護等の外出支援制度などもあるところです。こうした制度をご承知の上で、さらにタクシー利用に助成券を交付したほうがよいのご提案と存じますが、施策としてはその目的の明確化が必要です。例えば、障害をお持ちの方の経済的支援なのか、あるいは全盲・下肢障害などで外出に障害をお持ちの方に対する社会参加促進、生活の質向上という観点の活動支援なのかということです。

こうしたことを整理して考えるためには、一定の実態把握が必要です。そのため、平成29年度中に改定予定の障害福祉計画策定の中で、全盲の方を含む障害をお持ちの方について、社会活動への参加状況はどういう状況なのか、現在の制度について活用状況はどうなのか、またご家族の支援状況はどうなのか、そして、世帯の所得状況はどうなのかなど、全般にわたる実態把握に努め、ご提案に対する対応方向を今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

村田 薫君の再質問を許可します。

○5番（村田 薫君） 先週で終わりましたがけれども、たまたま障害者週間というのが政府の肝いりでやられておりました。

この時期に、ある程度前向きな検討、計画を町長からお聞かせいただいたことに感謝いたしまして、簡単ですが一般質問を終わりといたします。

○議長（高橋 猛君） これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） 通告に従って質問をいたします。よろしく願いをいたします。

第1点目は、国の減反政策見直し後の米づくりについてであります。

国は、平成30年をめどに、主食用米の減反政策、いわゆる生産調整を見直し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者がみずからの経営判断、販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにすることとし、また、米の直接支払交付金を、現行は7,500円ありますが、平成29年産をもって廃止するとしています。

米の生産量は、昭和42年の1,440万トンピークに、過剰米の発生を抑制するため、昭和46年から減反政策が開始されました。以来、半世紀近く続いた米の生産調整の結果、米の生産額は、平成16年までは首位でありましたが、平成24年度の農業生産額では畜産、野菜に次ぐ3番目の2兆286億円という状況にあります。加えて、来年、2017年産の735万トンの生産目標数量の配分を最後に、米政策は大きな転機を迎えようとしています。

これを受けて、秋田県は、11月24日、県農業再生協議会を開催し、米生産目標数量配分廃止後も需要に応じた米づくりを促すため、県全体の生産量の目安を示すことを明らかにいたしました。しかし、市町村ごとの目安は示さず、市場動向を見きわめて過剰生産を防ぎ、販路拡大を進める役割を各市町村とJAなど集荷業者に委ねるとする方針を明らかにしました。

ここで一番不安に感じることは、実質的な取り組みで需要に応じた生産を実施できるかという点であります。また、過剰作付が生じ、米価下落につながらないかという点であります。

そこで、減反見直し後の米づくりについて、次の2点について伺います。

①として、町の果たす役割、JAなど集荷業者の果たす役割について伺います。

②として、米生産は農村あるいは集落のあり方と深くかかわっていますが、町は水田農業の将来像をどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

減反政策見直し後の米づくりについてですが、平成25年11月、国は主食用米の生産数量目標の配分を平成30年度に廃止することを決定しました。これは、農家の生産意欲向上と、産地や農家がみずから市場ニーズを見きわめ、競争力のある米づくりに取り組む状況を生み出すことを目的としているようです。昭和46年から50年弱続いてきた米政策が大きく転換されることは、議員がおっしゃったとおりです。

そして、これを受け、これも議員ご説明いたしましたが、県はことし11月24日、需要に応じた米生産に関する専門部会において、見直し後の県の方針を示しております。その方針の主な点ですが、1つ目は、生産調整配分廃止後も需要に応じた米づくりを促すため、当面は県全体の生産量の目安を示すとのことです。

生産の目安は、全国の需要見通しに県の販売シェアを乗じて算出するもので、算出方法は、国が毎年算定する全国ベースの需要見通しをもとに、県産米の全国シェアで算定するとしております。

2つ目ですが、これも議員ご説明されておりますが、これまで行ってきた生産数量配分目標の配分にかわる市町村ごとの生産の目安については設定せず、市場動向を見きわめて過剰生産を防ぎ、販売拡大を進める役割について、各市町村の地域農業再生協議会や農協などの集荷業者に委ねたいというものです。

美郷町の場合、現在の地域農業再生協議会でその作業を行うとすれば、県段階の生産の目安と算出方法をもとに、協議会として独自の生産目安を算定し、農協などの方針作成者へ提示していくことになります。方針作成者は、この目安と販売見込みを踏まえて生産者ごとの目安を決定することになるものと思われま。そして、農家は委託販売できる数量を把握し、みずから直接販売数量を勘案して生産数量を決定することになるものと認識しております。

こうした中、一部の農家の中には、平成30年産米から自由に米を生産し、転作をなくしてもいいという誤った解釈をされている方もいるほか、議員ご指摘のとおり、過剰生産に伴う米価下落を不安視している方も多いと認識しております。

そのため、町としましては、正しい情報を的確にお伝えするように今後も努めるとともに、農協など集荷団体に対して農家に正しい情報が届くよう適切な対応をお願いしてまいるほか、播種前契約や複数年契約の推進などによる実需との結びつきを踏まえた販売数量把握などを強化する

よう働きかけてまいりたいと考えております。

なお、需給バランスの点においては、責任転嫁のような形で最終的に市町村に責任を帰すような誤った政策にならないよう、国県に対して要望してまいりたいと存じます。

現在のところ、県から見直し後の県方針は示されたものの、市町村における具体的な作業手順や方向はまだ不透明な部分が多いため、これまで申しましたことを基本にして、今後、美郷町地域農業再生協議会において町の役割や集荷団体の役割なども含め、踏み込んだ議論をしてまいりたいと存じます。

次に、町が目指す水田農業の将来像についてですが、当町は、全耕地面積に占める水田の割合が約93%で、水田農業が基幹産業であることは言うまでもありません。全国的に75歳以上の基幹的農業従事者が10年前と比較して約2倍になるなど、急速に高齢化が進展しており、今後もさらなる高齢化と離農者の発生が予想されます。また、地域の担い手不足に伴い、遊休農地や耕作放棄地が増加することで、雑草や害虫による悪影響、農地の多面的機能の機能不全などの懸念もあるところではあります。

こうした懸念を踏まえ、町の将来像としては、基本的に国が示しているとおおり、地域の基礎単位である集落、おおむね20から30ヘクタールごとに1つの担い手経営体をつくり、集落でまとまりある作付け拡大と複合経営で効率的な営農が維持できる姿を模索すべきではないかと考えているところではあります。

また、こうした担い手経営体については、地域農業をリードし、望ましい所得水準を確保するとともに、兼業農家や定年帰農の農家などについては、できれば担い手経営体を支え、農村集落全体の営農やコミュニティーを維持する役割を發揮していただくことが必要ではないかと考えているところではあります。

そのため、今後も経営が成り立つ農業の確立が必要であり、町としましては、引き続き売れる農産物づくり、多様な販売ルートの確立、経営資源の最大活用、経営のリスク分散化など、農業経営の高位安定化に向けた各般の取り組みについて支援してまいりたいと考えております。

なお、農業は自立した産業として農業者に自由な発想と選択権がありますので、独立志向をお持ちの方は、当然そうした方向を選択され、農業の多面的機能の發揮に寄与されるとともに、地域コミュニティーを維持する役割も担っていただくよう頑張っていたいただきたいと思います。町では、そうした農業経営にも、当然、支援策は講じてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

深澤 均君の再質問を許可します。

○7番（深澤 均君） 今、町長の答弁の中にありましたけれども、大変まだ不透明な環境にあるわけでありまして、来年の735万トンが国から示されたわけですが、その基本となるのが、年間8万トンずつ減少傾向にあるという消費量でありまして、8万トンというのは1%ちょっとぐらいの割合ですが、今現在、美郷町では42%の転作率といえますか、そういう感じで1%ずつふえていきますと、五、六年後ぐらいには50%を超えるというような目安が出てくるわけでありまして、先ほど申し上げたように、1年、2年の目安は農家もついてくるのかなという感じですが、年々ふえていく、そこに生産目標を堅持していけるのかというところが一番不安なところで、町長の答弁では再生協議会の中であるということを達成に向けて協議していくという方向の中にも、また農業は自由である、自由な産業であるというふうな見解もお持ちですので、生産目標数量じゃなくなるわけですが、生産過剰にならないような取り組みを今後も町で続けていく役割を果たすという認識でいいのか、そこら辺のところをもう一度確認したいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在の減反制度を大きく見直すという国の本旨を受けとめて、私ども行政としては将来を見ていくということになります。でありますので、生産調整を指導するとか、そういう立場ではないということをご理解いただきたいと思います。

行政として、生産の目安は、県からの受け取った数字をもとに試算し提示はいたしますが、それを受けとめてどのように展開するかは、先ほど言いましたとおり、農家の自主的判断であるということ。また、集荷団体がどれほど売れるかという見通しを持った上で農家に対し生産方針を示すか、ということでもありますので、行政としましては、そうした集荷団体並びに農家の方々が動きやすいような環境づくりに努めると。並びに、農業経営が将来においても確たる経営体であり続けるための支援策を講ずるということでもあります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問はありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○7番（深澤 均君） 今の町長の答弁、非常にわかりやすいはっきりした答弁だったと思います。ありがとうございました。

続きまして、金婚式についてであります。

町では、結婚50年目のご夫婦を対象に金婚式のお祝いを開催していますが、近年、参加者が少

ない傾向にあり、非常に残念に感じているところであります。

このことについて、これまで数人の町民から意見が寄せられたところでありますが、総じて申し込み方式に違和感を感じているようであります。当議会においても、何度か金婚式について招待方式にできないかという意見がありましたが、個人情報閲覧に当たるとして実行されずにいたところであります。

私は、金婚のお祝いの継続を望む立場から、もっと広く参加できるいろいろなあり方を検討することが必要ではないかと思っております。

現在は、ご夫婦一緒に参加できることが前提のようではありますが、中には金婚を目標に参加を待ち望んでいても、一時的にでもご夫婦そろって参加できない方も少なからずいることだろうと思います。そういう方も含め、今後の励みになるような金婚のお祝いを検討するべきではないかと思っております。

一例ですが、申し込み方式でやるにしても、金婚式参加のほか、例えば記念品であるとか、例えば町長直筆のお祝いの色紙であるとか、例えばそういうことを選択できる内容でもいいのではないかと思います。要は、いろいろな意見を出し合い、町民目線でのあり方を検討することが大切と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

金婚式についてです。

金婚式の対象となるご夫婦については戸籍により判明するわけですが、その閲覧は厳しく制限されていることは議員もご承知のとおりです。

したがって、現在の申し込み制となっておりますことに改めてご理解をお願いいたします。

また、そうしたことから、最近参加組数が少ないのではないかとのご指摘ですが、参加可能ご夫婦が多いのにもかかわらず参加が少ないのか、そうではなくて、もともと参加可能ご夫婦の組数が少ないのか、そうした実態も調べられないことについてもどうかご理解をお願いいたします。

今後の金婚式についてですが、ご夫婦で出席することだけではなくて、金婚のお祝いの会に出席してもらおうというご案内について、法の制限がある以上、これまでどおり申し込みを受ける方式で継続してまいりたいと思います。どうかご理解をお願いいたします。

また、金婚をお祝いする会の開催の周知については、できるだけ多くのご夫婦のご参加を目指して強化してまいりたいと存じます。これまでの広報誌に加え、例えば町のホームページやFacebook、ことし10月から開始した緊急告知FMラジオなどの情報伝達媒体をフルに活用し、広く周知を図ってまいりたいと存じます。

なお、お二人そろわないと金婚式のお祝いの会に出席できないという要件は付しておりませんので、お一人で出席した過去の実例もございます。

なお加えますが、議員が直筆の手紙あるいはお祝いの品をお配りするという新しい方法を検討してはどうかというご提案でしたが、金婚式のお祝いという行為そのものをどのように行政として規定するかという前提の部分をよくよく検討して、その上でご提案について回答しなければなりませんので、現在の答弁においては、今後検討するという回答にさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは次に移ります。

○7番（深澤 均君） 3点目はウオーキングコースについてであります。

健康づくりの一環として多くの町民の皆さんがウオーキングしておりますが、日没が早い11月より積雪期の3月ごろまでは、道路は歩行者にとって危険がいっぱいでありまして、車を運転する側からも暗闇から突然あらわれる人影にびっくりしたりすることは誰もが経験しているところと思います。

ウオーキングしている方も家族から「危ないからやめたほうがいい」とか、「人に迷惑かけるから」とか注意されたという声を聞きます。しかし、考えてみれば、この時期こそ運動不足になりがちで、安全にウオーキングできるコースがほしいところでもあります。

そこで、この時期でも安全にウオーキングやジョギングができるコースとして、JA六郷カントリー前の歩道をコース指定して健康づくりに活用してみたいと思っております。料亭若松の角から六郷カントリー西の十字路までは約1キロで、両側に歩道があり、場合によっては周回することも可能であります。さらに、そこから本館集落までは約1キロ弱で、全区間に信号もなく、何とんでも歩道幅が広く街灯も設置され、より安全といえます。

実際、季節や時間を問わず、町民のウオーキング姿を多く目にしますが、コースを指定し環境整備することで、多くの町民がより安全に運動することで、健康長寿の推進に努めてはと思いますが、町長のご見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、平成27年3月にいきいきスポーツ健康のまち宣言を行い、町民が皆、健やかで心豊かに暮らすことを願い、スポーツを通じて健康を育み、元気でいきいきとした町を目指していることは議員もご承知のとおりです。そのスポーツ振興については、地域住民個々のニーズに応じた活動を支援するため、各般の取り組みを展開しておりますが、その中でウォーキングに関しては、総合型スポーツクラブに取り組みを委託しております。

最も手軽に健康づくりにつながる運動として、メニューの柱に据えて推進しているところですが、今年度の計画では、屋内ウォーキング39回、屋外ウォーキング11回の実施予定としており、11月末までに屋内外合わせて34回の開催、延べ402人が参加しております。そして、今月は4回、屋内ウォーキングを開催しますし、1月以降も12回の屋内ウォーキングを開催する予定ですので、多くの方のご参加を期待しております。

さて、ご質問の冬期間の屋外ウォーキング、ジョギングのコース設定についてですが、ご承知のとおり、積雪時には町道の除雪作業がありますので、町道付随の歩道でのウォーキング、ジョギングにはかなりの注意が必要です。

さらに、その除雪時間も通常は早朝に行いますが、状況によっては日中の除雪作業もあるところですので、したがって、除雪作業を実施する前提では危険性を認識しながら公道にコース設定することになりますので、町としては難しいと言わざるを得ません。

また、除雪作業を実施しない前提に立てば、コース設定は不可能ではありませんが、反面、歩かれない、走られないということになりますので、コース設定の意味が生まれません。したがって、どちらにしても冬期間の公道へのウォーキング、ジョギングコースの設定は難しいと言わざるを得ないことにご理解をお願いいたします。

なお、美郷総合体育館(リリオス)の2階に1周200メートルのランニングコースがあり、大きな大会がない場合は利用できます。また、北、中央、南体育館でも同様に、大会等がない場合はアリーナをウォーキングにご利用いただけますので、これらの施設をご活用して冬期間の運動不足を解消し、健康長寿につなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり)

深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 町長の答弁を聞いてみますと、ウォーキングというのは私の思っているウォーキングとちょっと差異があつて、団体で歩くようなイメージの回答に聞こえたんですけども、私の言うのは夫婦であつたり知人であつたり、二、三人でちょろちょろっと、ふだん見かけるような様子のことをウォーキングというふうに言葉で質問したんですけども、そういう感じで、その本人に合わせた時間帯、距離で歩くというところで、手始めに六郷の中心部といいますか、あそこら辺は非常に、質問の中でも言いましたけれども、結構四季を問わず歩いている方が多いですので、できれば距離を示す立て札とか、そういうものを設置して、ここは何キロあるんだとか、この区間を何分で歩くことができたんだとか、そういう手軽な方向から指定してみてもどうかというふうな思いでの質問でありました。

町民の動向によっては千畑地区だったり、仙南地区だったり、いろいろなところのせっかく歩道を立派に除雪していますので、そういうところにも後々広げていけたらなという思いで質問したのでありますけれども、そこら辺のところをちょっと勘違いされていたら、再度答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

勘違いしておりません。個人の自由によって、1人あるいは二、三人で歩くことを想定した答弁でした。

ただ、議員がおっしゃったその内容は、距離を提示する、示唆するということをウォーキングコースの設定とおっしゃっているとすれば、それは検討の意味があるというふうに思っています。

質問の趣意書から受ける内容は、ここからこの間が、美郷町が責任を持ってコースを管理し、また利用者の安全管理まで責任を持つというふうな趣旨に感じられる文面でありましたので、そういう答弁でしたが、もう少し詳しく趣意書を出していただければ、正確な答弁を準備させていただきます。

なお、距離感について指示するような表示板の設定については、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

町長。

○町長（松田知己君） 先ほど深澤議員の金婚式の答弁の中で言葉足らずがありましたので、改めて答弁を追加させていただきますが、「2人の出席を条件としていない」という言い方につきまし

て、障害をお持ちで施設入所の方等の理由がある場合は付していないということでもありますので、答弁を訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇熊谷良夫君

○議長（高橋 猛君） 次に、15番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

（15番 熊谷良夫君 登壇）

○15番（熊谷良夫君） おはようございます。

早速、一般質問を行います。

畠久神社の維持管理について。

現在、町では偉大なる先人を顕彰し、それぞれゆかりのある建物である坂本東嶽翁の住居や佐藤章氏の生家の蔵などの改修や移築による整備をしております。また、元東大総長の佐々木毅氏の各種資料を納めた記念室の設置など、町の名の下で管理運営を行っております。

今回はそれに加えて、途絶えることなく後世に伝えるため、町による管理運営が適切ではないかと思う建物の1つとして畠久神社のあり方についてお伺いいたします。

畠久神社は、ご存知のとおり、明治時代にさかのぼりますが、六郷村の初代村長であり、現在の花巻大曲線の前身である荒川街道開通に尽力された方で、明治16年、荒川街道竣工の折、荒川街道沿いの住民たちはその恩恵を仰いで、当時37歳の久左衛門を生詞畠久神社として妻の神の地に祀られたものと言われております。このような例は、和井内貞行翁の和井内神社、石川理紀之助の八幡神社などがあります。畠久神社は、現在、有志の方が管理し、11月には例大祭が開催されております。

畠山久左衛門翁の功績を美郷町民に理解していただくためにも、町による畠久神社の維持管理とそれにまつわる資料の保存を提案し、町長の見解をお伺いいたします。

次に、流雪溝の新設についてお伺いいたします。

いよいよ冬のシーズンが到来し、除雪のことで頭の痛い時期がやってまいりました。

そこで、以前から要望のあった流雪溝について、当局の見解をお伺いいたします。

六郷交番から学友館、杏授苑を通り、山崎竹材店までの角六線バイパスの道路側溝に雪を解かすための水を流してほしいというのが、沿線住民の長年の願いであります。除雪車で家の前

に積み上げられた雪を寄せる空き地がなく、苦慮しているのが現状であります。

県道であること、道路に勾配がないこと、水源がないことなど、いろいろ課題はあると思いますが、ことしの冬は現状を調査してしかるべきところに要望を上げて、町民の願いに応えていただくよう提案し、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、畠久神社の維持管理についてですが、議員ご説明の坂本東嶽邸の改修工事について初めにご説明いたしますが、町指定文化財である大切な町有建築物として、その保存活用を目的に推進しているところです。

また、佐藤章生家の蔵移築工事については、県立博物館元館長を初め、多くの方々から漆蔵としての貴重な価値についてご評価をいただき、後世に残すべき建築物としてその保存活用を目的に推進しているところで、ともに早期の整備完了を目指してまいりたいと存じます。

さて、町の先覚者である畠山久左衛門翁についてですが、議員のおっしゃるとおり、新しい時代を切り開いた荒川街道の建設など、多くのご功績があり、その先見性や行動力について敬意を表するところです。

町としては、これまでこうした先覚者について文献等の収集などを通じて記録を保存することに主眼を置きながら、その一部について展示してきたところです。その流れを踏まえ、昨年10月にオープンした歴史民俗資料館では、旧3町村の先覚者の一部の方についてご紹介してきているところですが、今後、旧町村の地域づくりにご尽力された方々についても展示していくこととしており、今年度中に一部展示がえを計画しているところです。畠山久左衛門翁につきましても、その中でご紹介してまいりたいと存じます。

なお、畠久神社につきましてもは神社仏閣の管理に関するものであり、憲法で定める政教分離の原則の観点から、町が維持管理にかかわっていくことはできませんので、地域の方々と頑張っていただくよう、どうかご理解をお願いいたします。

なお、ご説明にありました他市にあります神社の管理につきましても同様の管理とのことでしたので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、流雪溝の新設についてですが、県道角館六郷線の除排雪は、県道管理者である仙北地域振興局が実施し、堆雪帯の雪塊についてはシーズン中数回、適時に排雪運搬処理されております。

す。

当該路線における流雪溝についてですが、現在のところ、安楽寺地内において、平成24年度に安楽寺地区流雪溝管理運営協議会が発足し、県との協議を経て、流雪溝として約170メートルが利用されていることは議員もご承知のとおりです。

そこで、この事例も含めての一般論ですが、流雪溝を新設していくための課題調整について少し述べます。

1つ目に議員もご説明した水源関係についてです。

まずは、雪を流す水を確保できるのかです。また農業水利であれば、管理者の了解が得られるのかです。そして、導水する水路の管理は誰がするのかです。さらに、水路の維持管理費は誰が負担するのかという課題もありますので、水の関係が大変に難しいところです。

ちなみに、既に運用されている安楽寺地内の流雪溝では、必要水量を旧七滝土地改良区から了解を得るとともに、流雪溝管理運営協議会が管理して利用しております。

2つ目に流雪溝の整備についてです。

その工事費は誰が負担し、誰が工事するのかです。当該県道は、安楽寺地内等の一部を除き、路面排水等に対応するだけの側溝であるため、議員がおっしゃった勾配に加え、流雪のための断面で水路深さを確保するふたつき勾配可変側溝への布設がえが必要となり、かなり多額の工事費を要するものと存じます。

3つ目は排水先の関係です。

まず下流部で逸水・氾濫のおそれがないかです。そして、導水路と同様、誰が管理し経費負担するのかです。新たに流雪溝が機能する場合、排水ルートが必要となりますが、既存側溝はそれを想定した断面、流下可能な断面となっていない可能性が高いため、逸水・氾濫を防ぐため、最終的放流先の幹線水路までの改修が必要となります。

最後に、この課題が簡単そうで難しいと思われることですが、責任ある維持管理組合等を結成できるのかという問題です。平成21年でしたが、六郷地区内において家屋連担している市街地内で、流雪溝に関するアンケート調査を実施し、270世帯を対象に意向把握をしたことがあります。「管理組合を設立し自主運営できるか」という問いに対して、「できる」と答えた方は15%程度でした。とても推進できる環境になかったため、当該地域の流雪溝整備計画を断念した経緯があります。このように、受け皿となる組織を結成、自主運営できない限り、技術的な課題を仮に調整解決したとしても、県としては事業化が極めて困難と判断するのではないかと存じます。

町としては、県に対して地域住民の声はきちんと伝えます。しかし、そのご要望されている関

係住民の方々が、これまで説明した課題等についてどういうお考えをお持ちなのか、これも大切で、何らかの機会を通じ、把握に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

熊谷良夫君の再質問を許可します。

○15番（熊谷良夫君） 初めに、畠久神社のことです。

やはり、当局のスタンスは十分にわかりますけれども、畠久神社の境内には天才書家とされている伊藤明瑞の揮毫による忠魂碑などもありますし、先ほど私が申し上げましたように、偉大なる町の先人であるということを考慮いたしまして、改めて検討をお願いしたいなと思っております。

また、流雪溝について、私も非常に難しい問題であると思っておりますけれども、美郷町全体の除雪対策として、町民に十分理解をしていただき、町民の理解を仰ぎながら進めていっていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高橋 猛君） 答弁はいいですか。（「はい」の声あり）

これで、15番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前10時51分）

（午前11時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇熊谷隆一君

○議長（高橋 猛君） 次に、11番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（11番 熊谷隆一君 登壇）

○11番（熊谷隆一君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずもって、4期目の選挙で無投票で再選されました松田町長に祝意を表したいと思います。

町長は、4期目の任期のスタートに当たり、今定例会の所信表明で、現状認識を踏まえ、これ

からの展開として最大の行政課題としての人口減少問題に対処していくと述べております。その点は、これまでの行政の各般の事業展開の中でも進められてきており、私も今後の施策の展開に大いに期待をしたいと思ひますし、町民の一人として頑張れることがあれば頑張っていきたいと思ひております。

所信表明の中で、農業についても述べられていますが、全国的にも全県的にも先進的な取り組みである生薬栽培及び酒造好適米栽培の拡大を後押ししていく方針であるように述べられております。申すまでもなく、美郷町は米の国、秋田県の中でも特に栽培条件に恵まれているところだと思ひております。

転作制度の廃止、米の消費量の減少、農業者の高齢化など大きな課題がありますが、水や肥沃な農地といった地域資源を生かした農政展開に大いに期待したいと思ひます。

そこで、次の点についてお伺ひいたします。

1つ目として、農業者の高齢化対応について。

2つ目として、米について。さきに申しました酒造好適米やその他の用途別の品種など、それらの生産販売について。

3つ目として、米以外の作物、畜産などの振興について。

4つ目として、町内農産品の販売についてということで、これまでも続けられてはおりますけれども、オーナー制度やふるさと納税の返礼品などについて。

それから、5つ目として、他農業団体等との企画的連携ということですが、仙北郡内、行政は3つありますけれども、農業団体といひますか、いわゆるJAが1つであります。また、お隣のふるさと農協も1つであり、そうしたかわりの点、私が感ずるところ、少し前の1町村1農協のときからすれば、その企画的あるいは先進的な指導にずれが生じているなど感じております。

その点は、これは行政でできる点は限られておりますけれども、これからの希望の見解等を交えまして、町長の所感を伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願ひます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、農業者の高齢化対応についてですが、ご承知のとおり、農業を取り巻く環境は刻々変化し、2015年の農林業センサスの調査によりますと、美郷町における総農家数は1,895戸で、5年

前と比較し約11%、10年前と比較し約39%減少しているほか、農業就業人口の平均年齢は約65歳で、65歳の占める割合が約65%となっております。

農業従事者の高齢化の原因は申すまでもなく後継者不足です。そのため、青年就農給付金や農業技術研修のための支援、新規就農者の経営開始に伴う施設整備への支援など、就農環境づくりに対策を講じ、できる限り、新規就農者の確保に努めてきたところです。

こうした取り組みが功を奏すためには、新規就農者が農業に魅力を感じ続けるとともに、営農継続できる所得水準を早期に実現することが求められますので、今後とも各般の支援策を継続させるとともに、こうした支援策の周知に努めてまいります。

また、関係機関との連携と役割分担のもと、きめ細やかな対応に努めてまいります。

そして、新規就農者の成功事例などを積極的に紹介し、やる気を喚起する取り組みにも力を注いでまいりたいと考えております。

次に、2点目の米、酒造好適米を含むその他の用途別の品種等生産販売についてですが、平成30年産米からの米の生産数量目標の配分廃止に伴い、主食用米については国内の産地間競争が激化するものと思います。その競争に打ち勝つためには、農家及び集荷業者が市場動向や実需者ニーズを踏まえ、どのような種類の米をどれだけ生産するかを主体的にみずからの経営判断のもとで決定していくことが、今後はさらに求められるものと思います。

一方、同じ主食用米でも別枠で生産販売される特定用途の米や日本酒用の酒造好適米も、現在町内で取り組まれております。

まず、酒造好適米についてですが、酒米栽培に関する勉強会を一昨年から開催し、酒米栽培に関する知識の習得や栽培方法、圃場での生育調査を行い、今年度は町内の3軒の農家で酒造好適米の「美郷錦」を約9.3ヘクタール栽培しております。酒米は、基本的に酒造メーカーとの契約栽培で、収穫した酒米は、全量が町内の酒蔵に出荷されております。

なお、酒米については、酒造メーカーとの契約栽培ということもあり、一度に栽培面積を拡大することはできませんが、将来的にはさらなる栽培農家及び栽培面積の拡大を望みたいと思います。

また、主食用米の中で特定用途に供される米については、玄米食専用の品種は、今年度、町内の28軒の農家で21.7ヘクタール栽培されております。このほか、低アミロース米も12軒の農家で10.6ヘクタール栽培されております。

こうした特定用途の米についても、需要に応じた生産になるものと思いますので、集荷団体と農家が連携を図りながら、米生産に係るリスク分散などを鑑み、将来的にはさらに拡大されるよ

う、行政として支援が必要な点があれば何らかの支援策を考えてまいりたいと存じます。

次に、3点目の米以外の作物、畜産等についてですが、これまで消費者ニーズに即した売れるものづくりを念頭に、安心・安全で高品質、良食味、低コスト、高収益など、付加価値の高い美郷ブランド品目や振興野菜等の園芸振興を図ってまいりましたが、ブランド品目の指定から6年が経過していることを踏まえ、今後、作付面積、出荷販売額の伸び率などを勘案して品目の見直しを検討するなど、米以外の作目の一層の生産振興を期してまいりたいと思います。

なお、こうした作目の生産振興に向け、今後も国県の補助事業に対するかさ上げ助成を実施したいほか、美郷ブランド品目応援事業を今後も継続し、生産販売の拡大による安定的な複合経営の確立と農家所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、現在、試験栽培を行っている生薬の栽培につきましては、種苗の生産や乾燥調製のための施設を今年度中に整備するため、来年度以降はこれまでの試験栽培の結果を踏まえ、本格栽培に向けて栽培農家及び栽培面積を確保するとともに、農家への指導・普及をさらに推進してまいります。

なお、キキョウにつきましては、来年度の本格栽培に向け、面積にして約2ヘクタール分の種子を試験圃場より確保しております。

次に、畜産についてですが、美郷町の畜産における農業生産額は、全体の約20%を占めるなど、米に次ぐ部門であり、ここ数年は牛舎の新築による規模拡大を図る農家もふえているほか、子牛の市場価格が高騰していることもあり、水稻プラス畜産としての複合経営も維持しております。

また、町内畜産農家の高齢化が進む中、来年度、県の農業試験場において、未来農業のフロンティア育成研修生として町内畜産農家の若手農業者が合格するなど、後継者の育成も着実に進んでおります。

しかしながら、高級牛肉の消費減退や配合飼料価格の高騰、輸入牛肉の増加などの課題もあるため、町としては、国県の補助事業の紹介や優良牛の飼育奨励事業、家畜防疫注射料補助などの支援策を継続するなど、今後も安定した畜産経営の支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、4点目の町内農産品の販売についてですが、町の都市農村交流推進協議会で実施しているオーナー制度では、東京都大田区を中心に90人が登録し、秋の収穫時には協力農家から美郷米やシャインマスカットなどをオーナーの方々に発送しております。中には、その後、協力農家へ直接追加申し込みされる方もおり、農家の所得向上につながっているものと考えております。

ふるさと納税に伴う返礼品につきましては、「美郷のがっこセット」や「旬の野菜等セット」な

ど、農産加工品等について、昨年度から延べ80軒に贈呈しており、返礼件数の中で4割を超えているところです。町の農産品のおいしさが、選んでいただける要因になっていると思っていますところ。

なお、広報12月号に掲載しているとおり、ふるさと納税に対する返礼品は、全国に向けた町の特産品PRと販路拡大も期待されることから、それに対応できる町内事業者、生産者を1月から募集することとしております。旬の野菜、果物、農産加工品等を提供できる生産者、事業者には、ぜひ登録していただきたいと思っております。

また、東京都大田区で毎年開催される「OTAふれあいフェスタ」などのイベント開催時に、町内の直売所や農業法人、農業協同組合の女性部、青年部も出店し、美郷町の農産物をPRしておりますが、昨年度から町内産農産物、加工品等の販売促進及び美郷町のPRのため、みずから県外及び首都圏の大型店舗、イベント等へ出店・販売を行う団体等に対し、経費の一部を助成する美郷町農産物販売促進支援事業を実施しております。

今年度は既に3団体が申請しているほか2団体が申し込み予定であり、こうした支援制度を活用し、農業者みずから販売促進や販路拡大できるよう、今後も支援してまいります。

最後に、5点目の他農業団体等との企画的連携についてですが、農業団体で開催する各種事業やイベントにつきましては、かねてより町として可能な限り連携協力しており、ことしも6月議会の補正予算でご承認いただきました秋田おばこ農業協同組合主催の「コスモス塾」に伴う女性リーダー育成事業補助金を初め、10月に千葉県柏市で開催されたJA秋田おばこ産「しいたけフェア」には町職員が参加し、しいたけの試食販売に伴う消費者評価の把握などを行っているところです。

今後も、対応できる企画については連携を大切にしておりますが、農産物の販売自体が集荷団体の役割ですので、行政の役割について適切な範囲を意識しながら対応してまいりたいと考えております。

いずれ、美郷町産の農産物の認知度向上及びそれに伴う美郷町PRに関連する取り組みについては、それぞれの役割分担のもと、関係者が力を合わせて臨むことが肝要と存じますので、何かの機会に農業関係団体とよく話し合い、共通認識を醸成した上で、今後の展開を期してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、11番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、就学援助制度の拡充について伺います。

入学準備金が入学後に支給される問題について、来年度入学からの改善を表明する自治体が広がっています。県内でも北秋田市が毎年1月に小中の新入学の保護者に入学案内を送付していますが、ことしから就学援助の案内と申込書を同封し、入学準備金については2月中旬まで申し込みを受け付け、審査の後、3月上旬に支給することとしました。その他、能代市や三種町、そして、お隣の大仙市も入学前、2月から3月の支給を実施するとのことでした。

入学準備金が必要な時期に間に合うよう、ぜひ入学前支給に改善すべきですが、当町においてはどのように検討されているのでしょうか。

群馬県太田市では、来年度入学する子供から入学準備金の支給時期を2月から3月に前倒しし、支給額も小学生2万470円から4万円へ、中学生は2万3,550円から5万円に増額します。

入学準備金が制服の購入などで実際にかかる金額と余りに乖離していることは以前の質問で述べたとおりです。住民生活は厳しくなる一方です。子どもの貧困も社会問題となっています。入学準備金の入学前支給と増額することについて、ぜひ当町でも来年度入学からの改善を求めるものですが、教育長のお考えをお伺いいたします。

また、新年度予算編成においては、引き続き生活保護基準引き下げの影響が出ないようにするべきです。PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3項目を実施することについては、大仙市や横手市、湯沢市などはPTA会費と生徒会費の2項目を実施しています。生徒会費の1項目のみ実施しているところもあります。当町でもぜひ実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、要保護・準要保護世帯の児童生徒を対象とする小中学校への入学に係る学用品費

についての助成時期についてであります。このことについては、早い時期の支給を保護者が望んでいることを理解できますので、入学前の3月に支給できるかどうか、直近の所得状況の把握方法などでよい工夫ができるかどうか、さまざまなケースを想定しながら検討してきたところであります。

そして、県内はもとより県外の自治体の取り組み状況についても調査したところ、助成時期は早まる傾向にあり、県内でも3自治体が3月支給に向けて検討している状況でありました。

このような状況も踏まえまして、町として現在考えております案は、年末調整のみで確定申告をしなくてもよい世帯や、2月末日までに確定申告を行った世帯につきましては、3月中に助成費を支給することとし、そのほかの世帯につきましては、確定申告後の申請順に審査を行って、速やかに支給する方向で改善を図ってまいりたいと考えております。

また、助成額の増額についてであります。本町では、修学旅行費など児童生徒が等しく負担する費用については、国の基準を上回って実費額を助成しております。

一方、学用品費や入学にかかる学用品費等については、国の基準に準拠しております。

このような方針は、助成を受けないほかの保護者との負担のバランスにも考慮して判断しているところであり、助成額の増額は考えていない状況であります。

次に、生活保護基準の引き下げによる影響についてですが、現在、前年の所得状況が旧生活保護基準の1.3倍以内の世帯を対象としており、当分の間、この水準を維持したいと考えております。

最後に、児童会費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の助成についてであります。これまで検討してまいりました結果、児童会費、生徒会費については来年度から新たに助成対象とすることを考えております。また、PTA会費については、基本的には保護者会の活動費という性格もありますので、さらに検討の余地があると考えております。

一方、クラブ活動費についてはその活動内容に差異があり、一律に助成することは難しいものと考えております。

なお、議員ご承知のとおり、中学校の部活動やスポーツ少年団活動における派遣費については、本町は全額を助成しているなど、保護者負担の軽減策は他自治体より充実しているものと認識しており、こうした点も加味してご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 支給時期のことですが、一部改善されるというふうを受けとめましたけれども、でも、保護者の方たちは申告の時期を、意識を持って2月末まですればいいわけですがけれども、そうできない人たちはやはりおくらせていくことになるわけで、そういうところの周知というんですか、そういうところが必要なのではないかなと思ったわけですがけれども、そういう点はどうかということと、それから、助成額の増額は考えていないということのようでしたけれども、国会の参議院の文部科学委員会でこの問題が取り上げられました。そのときに、支給の時期を早めるよう市町村に文科省として働きかけていくということと、これまでもそういう通知を出しているけれども、さらにそれを強めていくというようなことと、それから、2017年度の予算の概算要求で文科省が準備金をほぼ倍額に引き上げる方向で要求しているという報道などもありました。そういう点などは町のほうとしてどのように考慮されたのか、そういう点も伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

周知につきましては、小学6年生で要保護、準要保護の子供たちについては、中学入学時にまたその対象世帯になるだろうという想定のもとに、個別に丁寧に説明をしていきたいと思っております。

それ以外の世帯につきましては、こちらのほうで学校を通してそういう可能性がありそうな子等にはまた個別に調査をして声かけをしていくという形で、確実にお知らせできるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の増額についての国の動向での予算要望等につきましては、やはり、財務省等が認めるかどうか非常にまだ不透明な状況であると思っております。まだその辺は確定していないので、国がどういう方向で動くかが確定した上で、町としてはまた再度検討をするということになろうかと思っております。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） 人口減少対策の一環として、若者世帯及び単身世帯の転入・定住促進により町の活性化を図るため、賃貸住宅の家賃補助制度を実施することについてお伺いいたします。

当町でも、人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、若者定住促進奨励事業を実施していますが、賃貸住宅の家賃補助を実施することで転入を促進し、美郷町に暮ら

すよさを知ってもらい、その後に持家取得につなげ、定住につなげていくというようなことも考えられるのではないかと思います。

家賃補助制度の全国の一例を挙げますと、北海道三笠市では、2011年から若者・単身世帯も対象とした家賃補助制度を実施しています。転入した賃貸住宅に居住する若者世帯が対象で、単身は有職の40歳未満、月額上限2万円、36カ月、若者世帯は夫婦いずれかが40歳未満、または中学生までの子供がいる世帯、月額上限3万円、60カ月などとされています。

人口減少対策については、町長の所信表明で述べられているように、1つの切り口で対応できる安易な問題ではありませんが、全国的に人口増に転じているところでは、島根県邑南町や岡山県奈義町のようにきめ細かな子育て支援策とともに、家賃助成など移住定住促進が充実していることが見受けられます。もちろん、働く場、雇用の問題も大きな課題ですが、人口減少対策の1つの切り口として、若者世帯及び単身世帯への家賃補助制度を実施することについてお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がご説明されましたとおり、町では定住促進策として、平成19年度より美郷町定住促進奨励金、平成24年度より美郷町若者定住促進奨励金制度を実施しております。また、地方創生事業として美郷町3世代同居奨励支援事業、空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業も実施しているところです。

これまでの実績ですが、本年11月末現在で、美郷町定住促進奨励金は交付件数30件、対象となる世帯員数88人、美郷町若者定住促進奨励金は交付件数160件、対象となる世帯員数651人、美郷町3世代同居奨励支援事業は交付件数11件、対象となる世帯員数72人、空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業は交付件数10件で、対象となる世帯員数31人となっております。

なお、これら対象世帯員数合計842人のうち町外からの転入者の合計は236人で、一定の施策効果を認識しているところです。

さて、議員ご質問の賃貸住宅への家賃補助制度についてですが、多様な実態が想定されます。例えば転勤に伴う賃貸住宅への入居でいずれ転居が見込まれる方、あるいは転職・婚姻等で転居される方などのケースを施策としてどう整理するかなど、転入・定住促進策としての効果について慎重な検討が必要なものと存じます。

また、町営住宅について、現在お住まいの7割の方は50歳未満の方で、若い世帯の転入に一定程度役割を担っている状況にあるほか、町内の民間アパートがほぼ満室に近い状況ですので、現在の状況においては、ご質問の制度は実態になじみにくいと認識しておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、人口減少に対する対策は、今後も大変に重要と認識しておりますので、他自治体の1つの切り口の1つの事例を参考にするだけでなく、幅広く定住促進につながる全ての分野で広く物事を把握し、その上で、定住に一定の効果を見通せる事業や制度を模索するとともに、住環境に関する施策についてより深く考えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時32分）

